

全国RDVシステム協議会 定款

2022年6月24日制定

2024年6月27日改定

第1章 総則

(会の名称)

第1条 この会は全国RDVシステム協議会（以下「本会」という）という。

(目的)

第2条 本会は株式会社RDVシステムズ（以下「RDV社」という）と緊密な連携を保ち、機密抹消および資源リサイクル事業を通じて会員の発展と価値向上を図り、共に持続的成長を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- ① 会員相互のネットワークの維持・拡大に資する事業
- ② 会員の研鑽、成長を促す機会の提供に資する事業
- ③ 当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務局の所在地)

第4条 本会は、事務局を株式会社RDVシステムズ内に置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員の資格は次のとおりとする。

- ① 正会員 機密抹消を事業としている企業・団体等
- ② 準会員 正会員が機密抹消したものをリサイクル、最終処分する企業・団体等
- ③ 賛助会員 機密抹消機器やサービス等を供給することで本会及び会員の発展を助ける企業・団体等

(会員の範囲)

第6条 会員の範囲は以下のとおりとする。

1.正会員は以下の入会条件を満たした企業・団体等に限る。

- ① 機密抹消を事業としており、本会に準じた機密抹消機器を有している事
- ② 会員総会において別に定める会費規定により、協議会費、累進会費等の本会運営に必要

な費用を支払う事

- ③ ISMS マルチ認証またはそれに準じた ISMS 認証を取得している事
- ④ 本会で定めた NCS(ネットワーク・チェーン・サプライ)により、本会会員の受注を受けた
自社エリア内での出先、関連顧客のサービスを可能な限り請け負う事
- ⑤ 本項 1 号から 4 号に関わらず本会が必要と認めた企業・団体等

2.準会員は以下の入会条件を満たした企業・団体等に限る。

- ① 本会の目的に賛同し、正会員が機密抹消したものをリサイクル、最終処分する企業・団体等
- ② その他本会が必要と認めた企業・団体等

3.賛助会員は以下の入会条件を満たした企業・団体等に限る。

- ① 本会の目的に賛同し、機密抹消機器やサービス等を供給することで本会及び会員の発展と成長を助ける企業・団体等
- ② その他本会が必要と認めた企業・団体等

(入会)

第 7 条 本会の会員になろうとするものは、所定の書式により入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は次に掲げる事由により本会を退会する。

- ① 会員資格の喪失
- ② 会員の退会の申し出
- ③ 除名

(除名)

第 9 条 本会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって、当該会員を除名することが出来る。

- ① 本定款、その他の規定に違反したとき
- ② 本会の名誉を棄損し、または目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な理由があるとき

第 3 章 会員総会

(議決権)

第 10 条 本会は会員による会員総会をもつ。

2.総会における議決権は、正会員 1 社につき 1 個とする。

(権限等)

第 11 条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

2.定時会員総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 カ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

3.会員総会では、次の事項について議決または承認する。

- ① 事業計画の決定
- ② 予算及び決算
- ③ 役員を選任及び解任
- ④ 定款の変更
- ⑤ その他本定款で定める事項

(招集)

第 12 条 会員総会は、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故または支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2.会員総会を招集するには、会員総会の 2 週間前までに、会員に対して招集通知を発する。

(議長)

第 13 条 会員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議の方法)

第 14 条 会員総会は、本定款に別段の定めがある場合のほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2.前項の規定に関わらず、次に掲げる会員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- ① 除名
- ② 会計監事の解任
- ③ 役員の一部免除
- ④ 定款の変更
- ⑤ 解散及び継続
- ⑥ その他理事会により重要とされた事項

(議決権行使)

第 15 条 正会員は、理事会の決議により、書面または電磁的方法により議決権を行使する

ことが出来る。

(議事録)

第 16 条 会員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2.議事録には、議長及び会員総会において選任された出席者の代表 2 名以上の者が署名または記名押印する。

第 4 章 役員等

(役員の設定及び員数、資格)

第 17 条 本会は次の役員を置く。

- ① 理事 5 名以内
- ② 会計監事 2 名以内

(役員を選任及び解任)

第 18 条 理事及び会計監事を選任は、会員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2.理事及び会計監事の解任は、正会員総会の決議によって行う。ただし、会計監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(役員任期)

第 19 条 理事及び会計監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2.任期満了前に退任した理事または理事の補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事、副代表理事の員数及び選定等)

第 20 条 本会は、代表理事 1 名、副代表理事 2 名以上を置く。

- 2.代表理事は、全国 RDV システム協議会を代表する。
- 3.代表理事は、理事会において、理事の中から選定する。
- 4.副代表理事は、理事の中から代表理事が指名する。

第5章 理事会

(構成)

第21条 本会は理事会を置く。

2.理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第22条 理事会は、次の職務を行う。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解任

(招集)

第23条 理事会は、代表理事が招集する。

2.代表理事に事故または支障があるときは、代表理事があらかじめ指名した副代表理事が理事会を招集する。

(招集手続きの省略)

第24条 理事会は、理事及び会計監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することが出来る。

(議長)

第25条 理事会の議長は、代表理事とする。ただし代表理事に事故又は支障があるときは、代表理事があらかじめ指名した副代表理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第26条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第27条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（会計監事が当該提案について異議を述べた時は除く。）は、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、議事録を作成し、代表理事及び当該理事会で出席した理事の中から選任された 2 名は、これに署名若しくは記名捺印しなければならない。

(理事会規則)

第 29 条 理事会に関する事項は、理事会において定める理事会規定による。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 30 条 本会は、理事会の決議を経て、定時会員総会で必要な委員会を設置することが出来る。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 31 条 本会事務局は理事会で適正な団体等を選定し、定時会員総会にて決定出来る。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、下記の書類を作成し、会計監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 事業報告書の付属書類
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2.前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3.本会は、第 1 項の書類を、定時会員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間主たる事務所に備え置くとともに、5 年間保存するものとする。

第9章 附則

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項は、全て法令の定めるところを参照し、理事会にて協議して決定する。

本定款は、現行の定款と相違ない。

2022年6月24日

2024年6月27日 改定

全国 RDV システム協議会
代表理事 寺松一寿

